

# 景観法案

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

## 基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化

### 環境基本計画との調和等

### 市町村(\*)による景観計画の作成

(\*) 広域的な場合は都道府県

### 景観計画の区域

建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導等

#### 景観協議会

行政と住民等が協働して取り組む場



[オープンカフェの取組例]

#### 景観協定

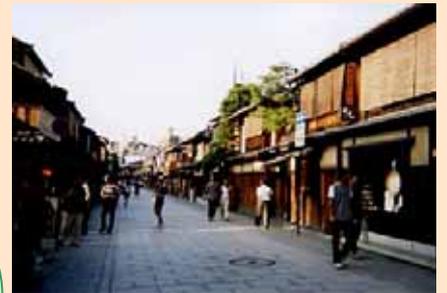
住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

[商店街での取組イメージ]



#### 景 観 地 区

- ・より積極的に景観形成を図る地区について指定
- ・建築物や工作物のデザイン、色彩に対する規制



[まちなみイメージ]

#### 景観重要建造物

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

[イメージ]



ソフト面の支援

#### 景観整備機構

NPO法人やまちづくり公社などを指定。

景観重要建造物の管理、土地の取得等を行う。



[ポケットパーク等の整備イメージ]

### 自然公園法との連携

# 景観法案への環境省の関わりについて

## 1．景観法の目的

景観法案は、都市・農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等を行う。

## 2．景観法における主な環境省関連部分

### (1) 景観計画と環境基本計画及び公害防止計画との調和

景観行政団体（原則として都道府県、政令指定都市、中核市）が策定する景観計画が調和を図るべき計画として、環境基本計画と公害防止計画が挙げられている。

### (2) 国立公園又は国定公園における連携・協力

#### **公園事業に係る施設の「景観重要公共施設」への位置づけ**

国立公園又は国定公園内に景観計画区域が指定された場合、当該区域内の公園事業に係る施設のうち国又は地方公共団体等が事業執行する施設を景観重要公共施設とし、景観計画に整備に関する事項を定めることにより、良好な景観の形成に関する方針に沿った整備を行う。

#### **自然公園法に基づく行為許可における特例措置**

景観計画に良好な景観の形成のための行為の制限として定められた基準であって、自然公園法に基づく公園計画に適合するものについて、自然公園法上の審査の基準に含め、これにより当該区域における良好な景観の形成に貢献する。

#### **景観協議会への参加**

景観計画区域に国立公園又は国定公園が含まれる場合は、国立公園等管理者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行う景観協議会に参加し、自然風景の保護と調和を図りつつ、良好な景観形成を図る観点から協力する。

## 参照条文

### 【第8条第2項第5号ロ】

ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項

### 【第8条第2項第5号ホ】

ホ 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）

### 【第8条第5項】

5 景観法は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画含む。）との調和が保たれるものでなければならない。

### 【第8条第10項】

10 景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

### 【第9条第5項】

5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

### 【第16条第7項】

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

（中略）

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

**【第15条第1項】**

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

**【第60条】**

第六十条 第八条第二項第五号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

# 景観法案への環境省の関わり

